



平成 29 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 白洋舎
代 表 者 名 代表取締役社長 五十嵐 素一
(コード番号：9731 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 小林 正明
電 話 03-5732-5111 (代)

株式給付信託（BBT）の一部改定及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 19 日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、平成 27 年 3 月 27 日開催の第 122 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議され現在に至りますが、本日開催の取締役会にて、本制度の一部改定について決定し、当社執行役員を本制度の対象として追加すると共に、本信託に対して金銭を追加拠出することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

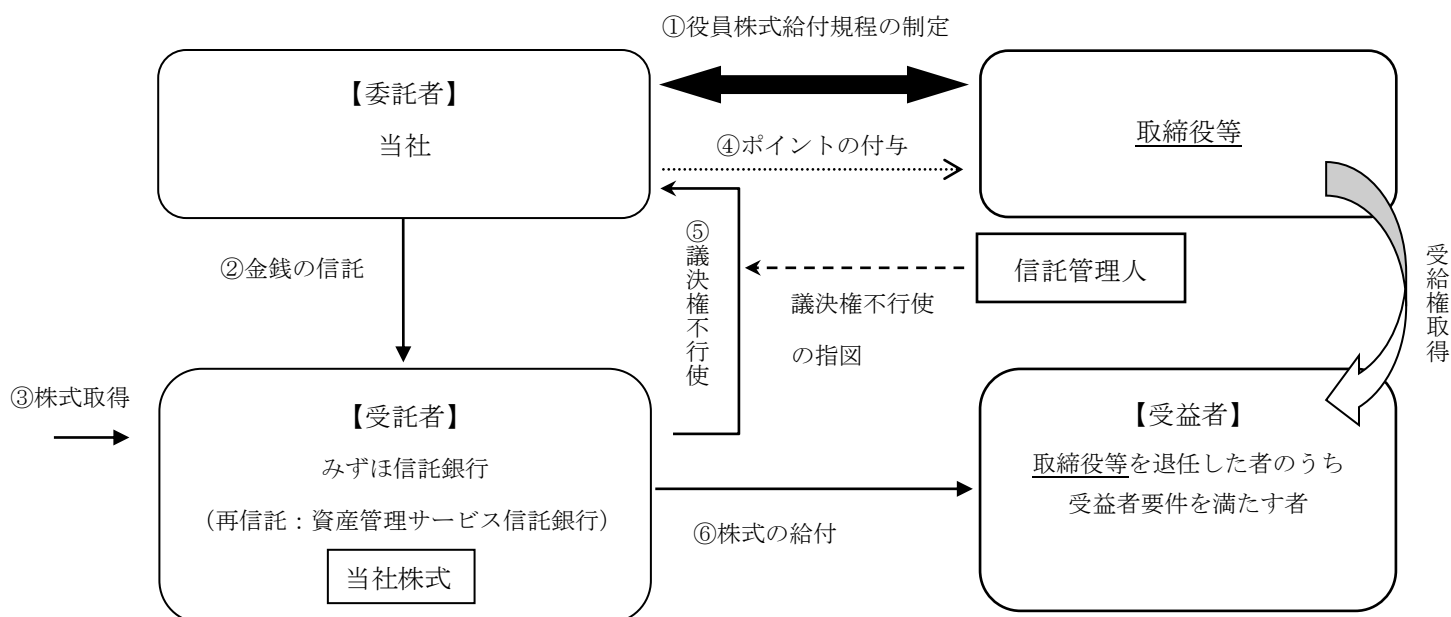
1. 本制度の一部改定について

従前の本制度の内容を一部改定します（主な改定箇所は下線の通りです。従前の本制度の内容につきましては平成 26 年 12 月 19 日に発表しております「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役及び執行役員（社外取締役、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 27 年 5 月 18 日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で株主の皆様にご承認をいただき、当社は、下記(6)及び(7)に従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。

今般、本制度を一部改定の上、継続するにあたり、当社は、平成29年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度(以下、「本対象期間」)といひます。)に関し、本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、下記3.の金銭を本信託に拠出いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本対象期間につきましては、下記3.の追加信託後遅滞なく、当面、2万株(うち取締役分として1万株)を上限として取得するものとします。なお、取締役等の員数・役位の変動その他の事情により、本対象期間にかかる株式給付を行うために必要な株式が不足すると見込まれるときは、当社は、本対象期間について、更に追加信託を行い、かかる追加信託により拠出された資金を原資として、本信託が、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を取得することがあります。かかる追加信託を行うことを決定した際には、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法と取締役等に給付される当社株式数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2万ポイント(うち取締役分として1万ポイント)を上限とします。これは、当社の役員報酬の支給水準、現在の当社の株価水準、当社の取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

なお、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、取締役等に付与されるポイントの上限及び付与済みのポイントまたは換算比率について合理的な調整を行います。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイントは、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」)といひます。)

(7) 株式給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

⑦本信託契約の締結日：平成 27 年 5 月 18 日

⑧金銭を信託した日(初回)：平成 27 年 5 月 18 日

⑨信託の期間：平成 27 年 5 月 18 日から信託が終了するまで(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 追加抛出の理由

上記 1.(4) のとおり、今般、本制度を一部改定の上、継続するにあたり、本対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式を本信託が取得するための資金として、金銭を追加抛出することといたしました。

3. 追加信託の概要

(1) 金銭を追加信託する日：平成 29 年 2 月 15 日

(2) 追加信託する金額：60,000,000 円

(3) 取得株式数の上限：20,000 株

(4) 株式を取得する期間：平成 29 年 2 月 15 日から平成 29 年 6 月 30 日(予定)

(5) 株式を取得する方法：取引市場から取得

以上